

日常生活用具一覽

(介は介護保険対象種目)

種目		対象者	性能	耐用年数等	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	介 肢体	原則として3歳以上の者であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
		難病等	寝たきりの状態にある者			
	特殊マット	介 肢体的	原則として3歳以上の者であって、下肢若しくは体幹機能障害1級のもの(常時介護を要する者に限る。児童にあつては、2級を含む。)又は療育手帳の程度が重度若しくは最重度であるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
		難病等	寝たきりの状態にある者			
	特殊尿器	介 肢体	原則として学齢児以上の者であって、下肢又は体幹機能障害1級のもの(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
		難病等	自力で排尿できない者			
	入浴担架	介 肢体	原則として3歳以上の者であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの(入浴に介護を要する者に限る。)	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	介 肢体	原則として学齢児以上の者であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。)	障害児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000
		難病等	寝たきりの状態にある者			
	移動用リフト	介 肢体	原則として3歳以上の者であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	介護者が障害児・者、難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
難病等		下肢又は体幹機能に障害のある者				
訓練椅子	介 肢体	原則として3歳以上の児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100	
エアーマット	介 肢体	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害児・者又は下肢若しくは体幹機能障害2級かつ上肢機能障害2級以上で総合等級1級の身体障害児・者(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	8年	58,000	
自立生活支援用具	入浴補助用具	介 肢体	原則として3歳以上の者であって、下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
		難病等	入浴に介助を要する者			
	便器	介 肢体	原則として学齢児以上の者であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	障害児・者、難病患者等が容易に使用し得るもの(児童にあつては、手すり付きのものに限る。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	手すり有
難病患者等		常時介助を要する者	手すり無			4,450

日常生活用具一覧

(介) は介護保険対象種目)

種目	対象者		性能	耐用年数等	基準額
歩行補助つえ	身体 難病等	つえ(T字状・棒状)の使用により歩行機能が補完される障害児・者	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの 夜光剤付とした場合にあっては430円、全面夜光剤付とした場合にあっては1,260円増しとする。 価格は、1本当たりのものとする。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、273円増しとする。	木材	2,310
				軽金属	3,150
移動・移乗支援用具	平衡 肢体	原則として3歳以上の者であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	おおむね次の性能を有する手すり、スロープ等とする。 (1) 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
頭部保護帽	平衡 肢体	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、頻繁に転倒する障害児・者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	オーダーメイド	15,656
				レディーメイド	12,524
				オーダーメイド(プラスチック)	37,852
				レディーメイド(プラスチック)	30,282
	知的 精神	療育手帳の程度が重度若しくは最重度の者又は精神障害者保健福祉手帳の程度が2級以上の者であって、頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	3年	12,160
特殊便器	肢体 知的	原則として学齢児以上の者であって、上肢機能障害2級以上のもの又は療育手帳の程度が重度若しくは最重度であり、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの	障害児・者、難病患者等又は介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
	難病等	上肢機能に障害のある者			
自動消火器	身体 知的 精神	障害等級2級(精神障害者保健福祉手帳を含む。)以上又は療育手帳の程度が重度若しくは最重度である障害児・者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	難病等	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者			
ガス漏れ警報器	身体 知的	18歳以上の者であって、障害等級2級以上のもの又は療育手帳の程度が重度若しくは最重度であるもの	ガス漏れを音等により容易に知覚し得るもの	8年	福祉器具 給付事業 の単価契 約額
電磁調理器	視覚 知的	18歳以上の者であって、視覚障害2級以上のもの又は療育手帳の程度が重度若しくは最重度のもの	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	原則として学齢児以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	障害児・者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	18歳以上の者であって、聴覚障害2級のもの(日常生活上必要と認められる者に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
テーブルリフト	肢体	原則として学齢児以上の者であって、下肢又は体幹機能障害2級以上を有し、車椅子を常用するもの	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障害者及びその介護者が容易に使用し得るもの	5年	100,000

自立生活
支援用具

日常生活用具一覽

(介 は介護保険対象種目)

種目		対象者		性能	耐用年数等	基準額
自立生活支援用具	音声標識ガイド装置	視覚	18歳以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	「歩行時間延長信号機用小型送信機」と一体となつて使用できる受信機	5年	25,000
	音声炊飯ジャー	視覚	操作時に音声による案内を必要とする者	炊飯等の機能の操作について音声で知らせることができる機種	5年	40,000
	音声ICタグレコーダー	視覚	視覚障害者であって、物の識別が困難なもの	携帯可能で、障害者が容易に使用しうるもの	5年	60,000
	障害物感知センサー(パームソナー)	視覚	視覚障害者であって、物の識別が困難なもの	携帯可能で、障害者が容易に使用しうるもの	5年	40,000
	色彩音声案内装置	視覚	視覚障害者であって、物の色の識別が困難なもの	携帯可能で、障害者が容易に使用しうるもの	5年	63,000
	電子白杖	視覚	視覚障害者であって、物の識別が困難なもの	センサー等により障害物等を感知し得るもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	15,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓	原則として3歳以上の者であって、じん臓機能障害3級以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	身体	原則として学齢児以上の者であって、呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者(必要と認められるものに限る。)	障害児・者及び難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
		難病等	呼吸器機能に障害のある者			
	電気式たん吸引器	身体	原則として学齢児以上の者であって、呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者(必要と認められるものに限る。)	障害児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
		難病等	呼吸器機能に障害のある者			
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚	原則として学齢児以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚	18歳以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
	視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚	原則として18歳以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	5年	15,000
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	身体 難病等	原則として呼吸器機能障害及び心臓機能障害又は同程度の身体障害児・者であって、呼吸管理上必要と認められるもの(難病患者等にあつては、人工呼吸器の装着が必要な者)	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5年	46,000
				呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児・者及び難病患者等が容易に使用し得るもの		150,000
人工呼吸器用等外部バッテリー・自家発電機・ポータブル電源等(蓄電池)・DC/ACインバーターのうちいずれか一点	身体 難病	在宅で常時生命の維持に必要な機器を使用している身体障害者(児)及び難病患者	地震や台風等の災害により、停電となった場合の緊急時に備えて、通電を確保し、生命の維持を図るもので、介護者が容易に使用できるもの	10年	100,000	
携帯用会話補助装置	音声 言語 肢体的 知的 精神	原則として学齢児以上の発語が困難な者であって、本装置によりコミュニケーションが可能なもの(音声・言語機能障害以外の障害の場合は、用具の使用についての医師の意見書を要する。)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	98,800	

日常生活用具一覧

(介) は介護保険対象種目)

種目		対象者	性能	耐用年数等	基準額		
情報・意思疎通支援用具	パーソナルコンピュータ	身体	原則として学齢児以上の者であって、次のいずれかに該当する身体障害児・者 (1) 上肢機能障害2級以上 (2) 言語及び上肢機能の重複障害2級以上(文字を書くことが困難なもの) (3) 聴覚障害及び音声言語障害の重複障害2級以上(意思伝達が困難なもの) (4) 視覚障害、下肢若しくは体幹機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸機能障害、ぼうこう若しくは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害で、各々の障害等級2級以上(外出が困難なものに限る。)	かな、漢字又は英数字による文書作成が可能で、かつ、編集、校正及び記憶機能を有し、モデム等の付設により通信が可能な機種であって、障害児・者が容易に使用し得るもの(プロテクター、プリンター等を付帯することができる。)	5年	デスクトップ型又はノートブック型 40,000 タブレット型 15,000	
	情報・通信支援用具	肢体視覚	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上の者であって、情報機器パーソナルコンピュータ等をいう。この項において同じ。)の周辺機器等を使用しなければ、当該情報機器の操作が困難なもの	パーソナルコンピュータの使用を補助する機能を有した周辺機器及びアプリケーションソフト等であって、障害児・者が容易に使用できるもの	5年	100,000	
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚	意思伝達が困難な視覚障害者(点字による意思伝達が可能な者に限る。)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500	
	点字器	視覚	視覚障害を有する障害児・者	1行が32マスになっており、18行で両面書の標準型、4行及び12行で片面書の携帯用があり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つために点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの(価格には点筆を含む。)	32マス18行、両面書真鍮板製	7年	10,712
				32マス18行、両面書プラスチック製	6,798		
				32マス4行、片面書アルミニウム製	5年	7,416	
				32マス12行、片面書プラスチック製	1,699		
点字タイプライター	視覚	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として、就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。)	障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	63,100		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	原則として学齢児以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	録音再生用	5年	85,000	
				再生用		35,000	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚	原則として学齢児以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	99,800		
ワンセグラジオ	視覚	原則として学齢児以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	AM/FMラジオ、地デジ放送及び緊急警報放送を受信することができるもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	9,300		
視覚障害者用音声・拡大読書器	視覚	原則として学齢児以上の視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等)を容易にモニターに映し出せるもの又は活字を読み取り、音声で読み上げることができるもの	8年	198,000		
視覚障害者用時計	視覚	18歳以上の者であって、視覚障害2級以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読用	10年	10,300	
				音声用		13,300	

日常生活用具一覧

(介) は介護保険対象種目

種目		対象者		性能		耐用年数等	基準額
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚 音声 言語	原則として学齢児以上の者であって、聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの		6年	88,900
	人工喉頭	音声	喉頭摘出による音声機能障害を有する者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。気管カニューレ付とした場合は、3,193円増しとする。	笛式	4年	5,150
				顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式	5年	72,203
	人工鼻	音声	喉頭摘出による音声機能障害を有し、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	HMEカセット、ベースプレートその他人工鼻の使用に必要な用品		支給期間 1か月	24,200
	福祉電話(貸与)	身体	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの		—	貸与
	点字図書	視覚	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書。点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額を支給する。			
	電動ページめくり装置	肢体	18歳以上の者であって、上肢機能障害2級以上のもの	電動により図書のページをめくる機種で、障害者が容易に使用し得るもの		5年	100,000
	携帯用会話補助装置用大型キーボード	肢体	18歳以上の者であって、携帯用会話補助装置の支給対象者のうち上肢機能障害2級以上のもの	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力できるようキーが大型化された機種		5年	68,000
	点字電子手帳	視覚	意思伝達が困難な視覚障害者(点字による意思伝達が可能な者に限る。)	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能を持つ機種		5年	200,000
暗所視支援眼鏡	視覚	視覚障害2級以上であって、網膜色素変性症による夜盲症、視野狭窄により暗所での歩行が著しく困難な者	暗所において、わずかな光を増幅させて鮮やかな映像を目の前に写し出すことができるヘッドマウントディスプレイで、視覚障害者が容易に使用しうるもの		8年	395,000	
ストマ用装具(消化器系)	ぼうこう 又は直腸	ぼうこう又は直腸の機能障害を有する者であって、ストマを造設しているもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋等(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)及び付属品とする。 ※付属品:(皮膚保護ペースト/皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバッグ(下肢装着用ストマ用装具)、ナイトドレヅジバッグ(夜間用ストマ用装具)、ストマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護材穴あけ専用はさみ及び消臭剤)		支給期間 2か月	17,842	
ストマ用装具(尿路系)						23,444	

日常生活用具一覽

(介) は介護保険対象種目)

種目		対象者	性能	耐用年数等	基準額	
排泄管理 支援用具	紙おむつ	3歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん若しくはストマの変形のため、ストマ用装具を装着することができない者、先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者であって、紙おむつ等の用具類を必要とするもの (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者であって、医師の診断により紙おむつ等の用具類を必要とするもの (3) 医師の指導によりストマ用装具及び洗腸装具を併用し、又は切り替えて使用している者		支給期間 2か月	25,142	
	サラシ・ガーゼ・脱脂綿			支給期間 2か月	25,142	
	洗腸装具		洗腸装具	6か月	12,571	
	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合に限る。)	採尿器とストマ用装具(尿路用)で構成されており、尿の逆流防止装置が付いているもの(ラテックス製又はゴム製) 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付	普通型(男) 簡易型(男) 普通型(女) 簡易型(女)	1年	7,931 5,871 8,755 6,077
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	肢体	原則として学齢児以上の者であって、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)が3級以上のもの ※特殊便器の支給は、別種目あり。	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え(温水洗浄機能を付加する場合は、上肢障害2級以上の障害児・者に限る。) (6) 前各号に掲げるもののほか、住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	—	200,000 (原則1回を限度とする。)
		難病等				

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし装置及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 火災警報器、ガス漏れ警報器の基準額は、当該年度に高齢福祉課が実施する福祉器具給付事業の単価契約額によるものとする。